

厚生労働大臣が定める掲示事項

1. 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2. 患者様の個人情報の保護について

当院では、患者様に安心して医療を受けていただくために、安全な医療の提供と患者様の個人情報の取り扱いについて安全に管理しています。

3. 入院基本料について

当院は、厚生労働大臣が定める基準により看護を行っている保険医療機関です。患者様の負担による付添看護は行っていません。なお、患者様の病状等によっては、医師の許可のもとにご家族等の付添を認めることがあります。各病棟の看護職員配置は以下のとおりです。

3階西	1日に7人以上の看護師が勤務しています。(令和7年12月実績) 8:30~16:30まで、看護職員一人当たりの受持ち数は11人以内です。 16:30~0:30まで、看護職員一人当たりの受持ち数は8人以内です。 0:30~8:30まで、看護職員一人当たりの受持ち数は11人以内です。
4階	1日に12人以上の看護師が勤務しています。(令和7年12月実績) 8:30~16:30まで、看護職員一人当たりの受持ち数は8人以内です。 16:30~0:30まで、看護職員一人当たりの受持ち数は10人以内です。 0:30~8:30まで、看護職員一人当たりの受持ち数は13人以内です。
3階東	1日に12人以上の看護師が勤務しています。(令和7年12月実績) 8:30~16:30まで、看護職員一人当たりの受持ち数は14人以内です。 16:30~0:30まで、看護職員一人当たりの受持ち数は7人以内です。 0:30~8:30まで、看護職員一人当たりの受持ち数は7人以内です。

4. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師を初めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

5. 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の判る明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担の無い方についても、明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、料金計算窓口にてその旨お申し出ください。

6. 患者相談窓口について

当院では、患者様やご家族の皆様からの様々な相談に対応するため『患者相談窓口』を設置しておりますのでお気軽にご利用ください。診療内容に関すること、医療費に関すること、職員の接遇に関すること、退院後のこと、がんに関する色々な相談等、患者さんの立場に立ち、問題解決のためのお手伝いをします。

7. 入退院支援に係る相談窓口について

当院では、入院生活での不安や質問などに対して、説明面談の際にご相談をお受けし、入院その後の療養生活を快適に過ごせるよう親身になって支援いたします。

患者さんが住み慣れた地域で安心して生活が送れるように、各病棟に退院支援専門員を配置しています。退院後、不安なく療養できるように、主治医、病棟の看護師、地域の医療・福祉関係者とともに支援をします。

8. 栄養サポートチームによる診療について

当院では、栄養状態の悪い患者様に対して、医師・看護師・薬剤師・管理栄養士など、さまざまな職種メンバーにより、適切な栄養管理を行い、全身状態の改善に取り組んでいます。

9. 後発医薬品（ジェネリック医薬品）について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しています。後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。医薬品の供給が不足した場合、医薬品の処方等の変更に関して適切な対応が出来る体制を整えています。なお、状況によっては患者様に投与する薬剤が変更になる可能性があります。その際は、患者様にご説明いたします。ご理解ご協力お願いいたします。ご不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師にお尋ねください。

10. 透析患者さんの下肢末梢動脈疾患に対する取り組みについて

当院では、慢性維持透析を行っている患者さまに対し、下肢末梢動脈疾患に関する検査を行っております。検査の結果、専門的な治療が必要と判断した患者さまには、その旨ご説明し同意をしていただいた上で、専門的な治療体制を有する連携医療機関をご紹介します。

11. 機能強化について

当院では、健康診断の結果等の健康管理に係る相談、健康・福祉サービスに関する相談、夜間・休日の診療に関する問い合わせに対応いたします。必要に応じた専門医又は専門医療機関へ紹介いたします。

12. 院内トリアージの実施について

当院では、時間外・休日又は深夜において救急外来を受診される患者様に対して、看護師等が患者様の症状により緊急度・重症度を判断し、それに応じて診療の優先順位を決めさせていただきます。実施にあたり診療の順番が前後する場合がございますが、ご理解をお願い致します。

13. 医療DX推進体制整備加算に係る掲示

1. 診療報酬明細書（レセプト）のオンライン請求を行なっています。
2. オンライン資格確認を行う体制を有しています。
3. オンライン資格確認を利用して取得した診療情報等は診療を行う診察室または処置室において医師が閲覧又は活用できる体制を有しています。
4. マイナ保険証（マイナンバーカードの健康保険証利用）に関して、一定程度の実績を有しております。
5. 電子処方箋を発行する体制を有しています。
6. 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制について現在整備中です。（令和7年9月30日までの経過処置）
7. 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するために十分な情報の取得・活用して診察を行う事について、院内の見やすい場所等に掲示しております。

14. 医療従事者の負担軽減及び症遇改善に関する取組事項

当院では、医療従事者の負担軽減におき下記のとおり取り組みをおこなっています。

○勤務医負担軽減の取り組み

1. 連続で日当直を行わない勤務体制に取り組んでいます。
2. 予定手術前日の当直にたいし、配慮するよう取り組んでいます。
3. 育児・介護休暇法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の措置の活用に取り組んでいます。
4. 院内保育所を設置し、病児・夜間・休日保育を実施しています。

○看護職員負担軽減の取り組み

1. 他職種の職員と業務分担の見直しに取り組んでいます。
2. 看護補助者の配置、主として事務を行う看護補助者を配置しています。
3. 業務内容を見直し時間外労働の削減に取り組んでいます。
4. 育児・介護休暇法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の措置の活用に取り組んでいます。
5. 院内保育所を設置し、病児・夜間・休日保育を実施しています。

15. 当院は中国四国厚生局長に下記の届出を行っております。

1) 特定療養費に関する事項

患者様のご希望により特別室を利用する場合の室料は下記のとおりです。

種 別	病 室		室料（税込）
	3階西病棟	4階病棟	
個 室		418号	4,950円
	327号 328号	410号	4,730円
	321号 326号	401号 402号	4,400円
	335号 336号	405号 415号 423号	

※入院医療の必要性は低いが、事情により長期にわたり入院される患者様について、180日を超えた以後については、通常の一部負担金に加えて一日につき急性期

一般入院料 2,712円・一般病床特別入院料 1,009円を徴収いたします。

（入院料の15%相当額。一般病棟のみ、特定の治療や状態を除く。）

2) 入院時食事療養（I）に関する事項

当院の入院患者様に提供する食事は、入院時食事療養（I）に関する届出をしており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については、午後6時以降）、適温で提供しています。また、食事の主菜について患者様が選択できる「選択メニュー」による食事を定期的に提供しています。なお、選択メニューについては、患者様の特別な負担はありません。